



安全で使いやすい庁舎をめざして 新庁舎建設の基本計画づくりを始めます

市役所本庁舎は、昭和40年の建設から49年が経過しています。現庁舎は、建物の耐震性の不足、本庁機能の分散、駐車場の不足などさまざまな課題を抱えています。

市では、本庁舎の整備方針を検討するため、昨年度に耐震診断を実施し、その結果を踏まえて、昨年5月に各種団体の委員、学識経験者など11人で構成する庁舎整備検討委員会を設置し、検討を重ねました。

市議会では、昨年6月に庁舎整備調査特別委員会を設置され、調査・検討が行われています。

新庁舎建設基本計画の策定へ

このような状況を踏まえ、市は平成31年度までに現在地で新庁舎を建設する方針を定め、今年7月頃までに、新庁舎の機能や規模などの考え方をまとめた新庁舎建設基本計画を策定します。

策定に当たって、新庁舎の機能などを市民の皆さんと一緒に考えるためのワークショップを開催します。詳しくは広報みはら2月号でお知らせします。

新庁舎建設の必要性

本庁舎は、各種申請・届け出など市民サービスの提供に加えて、災害発生時などに災害対策本部（災害に関する情報の収集、対策の決定・実施・周知などを総括する機関）が設置され、市民の生命と財産を守る役割があります。

新庁舎の建設は平成16年に策定した新市建設計画の中に位置付けられており、国からの財政支援のある期間内（平成31年度まで）に建て替えることが、将来の財政負担の軽減にもつながります。



▲委託業者が作成した新庁舎イメージの一つ

■本庁舎の整備方針に関する意見

庁舎整備検討委員会 (昨年8月28日)	市議会庁舎整備調査特別委員会 (昨年11月27日)
庁舎整備検討委員会から市長に対し、「合併特例債を活用して早急に建て替え、防災拠点機能の確保を図ることが望ましい」という意見書が提出されました。	市議会本会議で行われた庁舎整備調査特別委員会の中間報告では、「現在地において本庁舎を建設する案を支持する意見が大勢を占めた」という内容が報告されています。



■本庁舎の耐震診断結果(平成25年度実施)

	本 庁	議 会 棟
耐震性を示す指標(Is値)※1		
東西方向	0.22～0.35	0.05～0.45
南北方向	0.24～0.62	0.07～0.54
コンクリートの状況		
圧縮強度(N/mm ²)※2	18.7～22.0	16.9～21.8
中性化深さ(mm)※3	平均 6.9 最大35.0	平均 9.2 最大46.3

※1 Is値0.3を下回ると、震度6以上の地震で倒壊または崩壊の危険性が高い。

※2 コンクリートの設計基準強度は17.6N/mm²。

※3 中性化深さが30mmに達すると鉄筋の腐食が始まる。

☎総務課

☎0848・676022

新庁舎建設の作業スケジュール
平成26～27年度 基本計画の策定
平成27～28年度 基本・実施設計の実施
平成29～31年度 建設工事・移転



有料指定袋制度導入後の ごみの排出状況などをお知らせします

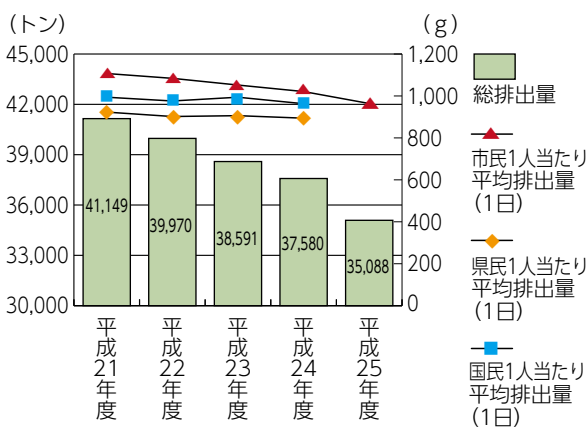
家庭から出るごみの8割以上を占めるもやすごみの量を減らし、排出量に応じた費用負担の公平化を図るため、平成25年4月にもやすごみ指定袋制度を導入しました。市民の皆さんの協力により、平成25年度の家庭から出るもやすごみの量は、平成24年度と比べて約12%減りました。

ごみの減量と再資源化は、環境保護・省エネルギー・地球温暖化防止などに大きな役割を果たしています。美しい環境を次の世代に残すため、引き続き協力をお願いします。

1 ごみの排出状況

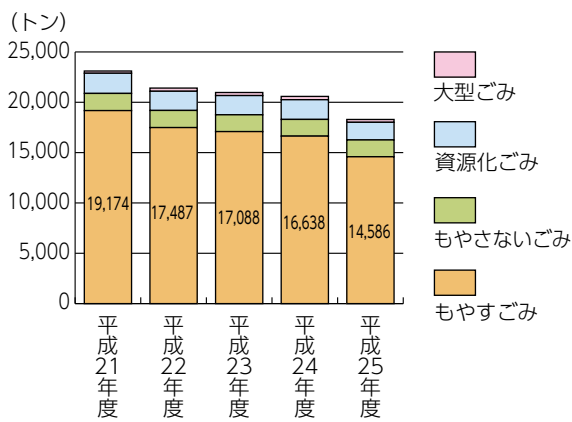
(1) ごみの総排出量

総排出量は、平成24年度と比べて約6%減りましたが、市民1人当たりの平均排出量は1日964グラムで、県内の平均を上回る状況が続いています。



(2) 家庭ごみ

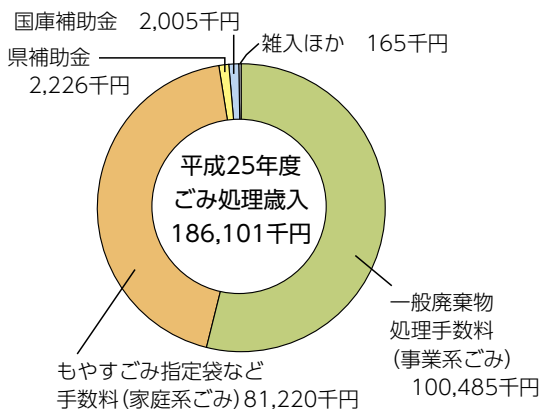
家庭から出るもやすごみの量は、平成24年度と比べて約12%減り、家庭ごみ全体の量も約11%減りました。



2 ごみ処理の歳入と処理経費

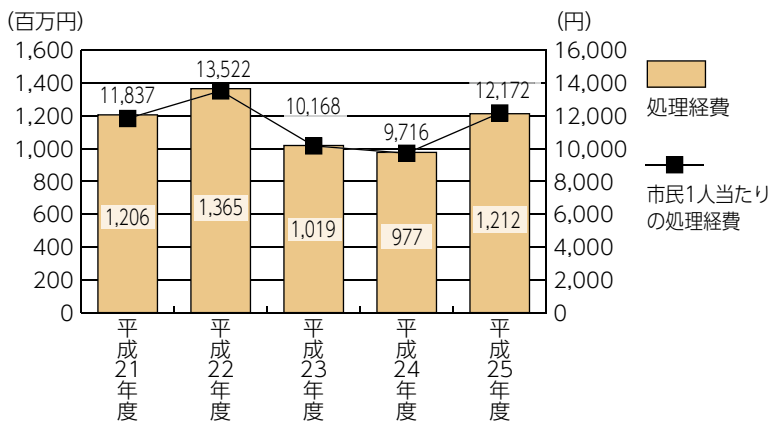
(1) ごみ処理歳入

平成25年度のごみ処理に関する歳入は、約1億8600万円でした。このうち半分以上は事業系ごみを処理する手数料で、家庭系ごみを処理する手数料は4割程度となっています。



(2) ごみ処理経費

年間のごみ処理経費は、5年間の平均で11億5617万円、市民1人当たりで換算すると11483円です。処理経費には、処理施設の維持管理費や収集運搬委託費などが含まれ、平成25年度は施設の老朽化により修繕費や維持管理費が増加したため、全体の処理経費が前年より増えました。



環境管理課

☎ 0848・63・1210

種類	品目	中間処理 (不燃物処理工場)	資源物の売却・処理	リサイクル品の製造 (メーカー)
資源化ごみ	ペットボトル	ペットボトル	指定法人へ 引き渡し (処理委託)	ペットボトル・ 繊維・シートなど
	プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装		再生樹脂・ プリンター・ パレットなど
	かん類	アルミ缶など	資源回収業者 へ売却	アルミ缶・ 建築用鋼材など
ちやちやごみ	びん類	ガラスびん	指定法人へ 引き渡し (処理委託)	ガラスびん・ ガラス繊維など
	金属類	金属類	資源回収業者 へ売却	ステンレス製品・ 鉄製品など

3 回収した資源ごみのゆくえ
資源化ごみの日、もやさないごみの日に回収した再生利用できるごみは、不燃物処理工場で選別処理をした後、品目ごとに売却されるか、指定法人(※)へ引き渡されます。その後、リサイクル品を製造するメーカーへ引き渡され、新たな製品に再生されます。

資源の有効活用と品質確保のため、今後もごみの分別に協力をお願いいたします。

※容器包装リサイクル法に基づきリサイクル業務を行う法人で、市はプラスチック製容器包装、ペットボトルなどを引き渡し、処理を委託しています。

【ごみ減量化のヒント(例えば)】

ごみになるものを減らす(減量)

- ◆ 買い物にはマイバッグを持って行く
- ◆ 生ごみを出すときは水をよく切る
- ◆ 過剰包装を断る
- ◆ 利用しないブックカバーは断る
- ◆ 弁当などを買うときは割り箸、スプーンなどはもらわず、自分の物を使う など

できるだけ再利用する(再利用)

- ◆ 詰め替えできる商品を選ぶ
- ◆ 繰り返し使える容器を利用する
- ◆ 着なくなった衣類や不要な家具を必要な人に使ってもらおう
- ◆ 買うときに長く使えるものを選ぶ など

もう一度資源として利用する(再生利用)

- ◆ 生ごみ処理容器を使って生ごみを堆肥にする
- ◆ 地域の資源集団回収に参加する
- ◆ スーパーなどの店頭回収(食品トレー・ペットボトルなど)を利用する
- ◆ リサイクル製品を購入する など

4 ごみの減量・再利用・再生利用に協力してください
市民の皆さんの協力によりごみの排出量は減少しましたが、市民1人当たりの平均排出量は、県と全国の平均を上回る状況が続いています。ごみの処理には多くのエネルギーが消費され、地球温暖化の原因となる温

室効果ガスも発生します。少しでもごみを減らすため、自分で買い物袋を用意する、できる限り詰め替え商品を選択する、生ごみ処理容器を利用するなど、家庭でできる身近なことから始めてみませんか。



国保だより

◆あんなときこんなとき

医療費をいったん全額支払ったとき
〜療養費の支給〜

- ① いったん全額支払った医療費のうち、次の①〜③のときは、申請により自己負担分を除いた金額が、療養費として支給される場合があります。
 - ② 保険証を持たずに受診し、医療費を全額支払ったとき
 - ③ 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
 - ④ 海外渡航中に医療機関にかかったとき（治療目的の渡航は除く）
- 申請場所 保険医療課または各支所地域振興課
- 用意する物 保険証、印鑑、通帳、領収書、診療報酬明細書(①③のみ)、医師の診断書・装着証明書(②のみ)、パスポート(③のみ)、日本語に翻訳し

た領収書と診療報酬明細書(③のみ) サージにかかるとき

保険証が使えるのは次の場合に限られます。

- ① 柔道整復 打撲、ねんざ、脱臼など外傷性のけがのとき
 - ② 鍼灸 慢性病で医師による適当な治療手段のないもの(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など)で、医師の同意があるとき
 - ③ マッサージ 筋まひ、関節拘縮などで、医療上必要と医師が認めたととき
- ※柔道整復や鍼灸施術は、医療機関で同時期に同じ疾患で治療を受けている場合、保険適用されません。施術所の先生の質問にはきちんと答えるなど、正しい受診を心掛けてください。

交通事故にあつたとき
〜第三者行為による届け出〜

- 交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたときは、いったん保険証を使って医療機関にかかることができます。その場合は次のことに注意してください。
- 事故の程度に関わらず、警察へ届け出る

健康診査を受けましょう ～今年度最後のバス健診です～

●**レディースデイ健診** 託児付き

とき 2月13日(金) 9時～10時、3月13日(金) 9時～10時

ところ リージョンプラザ

健診項目 乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診

対象 女性

●**フルコース健診**


とき 3月11日(水)・12日(木) 8時30分～10時30分

ところ リージョンプラザ


健診項目 特定・基本・胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん・子宮頸がん・肝がん検診

申し込み 1月16日(金)までに、持参、郵送またはファクスで申込書(保健福祉課、各支所、各保健福祉センター、各コミュニティセンターなどに用意)を保健福祉課(〒723-0014城町一丁目2番1号 ☎0848・67・6053 ☒0848・67・5934)へ

● 2次元コードを読み取れば、電子申請もできます



▲スマートフォン用



▲携帯電話用

※対象年齢や料金など、詳しくは申込書を参照してください。

- 保険医療課に連絡し、「第三者行為による被害届」を提出する
- 相手(加害者)から治療費を受け取りたり、無断で示談を済ませたりしない

治療費の支払いが一時的に、著しく苦しくなつたとき
〜一部負担金減免の届け出〜

次の①〜③などの理由で、入院などの治療費を支払うことが困難な場合、申請すれば支払う医療費が3カ月間軽減または免除されることがありますの

- で、保険医療課へ相談してください。
- ① 地震、火災などの災害で、心身や資産などに重大な損害が生じた
 - ② 事業の休廃止または倒産で、収入が前年の2分の1以下に減少した
 - ③ 干ばつ、冷害などの災害で、収入が前年の2分の1以下に減少した
- 申請場所 保険医療課
- 用意する物 保険証、前年と今年の収入が分かる物(②③のみ)

☎保険医療課
0848・67・6050